

事務事業名		権利擁護事業		☐ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業																									
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間																									
	施策名	12 高齢者支援の充実		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 平成18 年度～)																									
	基本事業名	03 福祉サービスの充実		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入																									
根拠法令		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律		予算科目 会計 款 項 目 事業 18 04 03 03 00																									
所属	部課名	生活福祉部 地域包括ケア推進室		事務事業区分																									
	課長名	金野 高之		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)																									
	係名		電話 26-2943																										
	担当者	岩脇 奈美	内線 27-3111(439・440)																										
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 権利擁護等の支援が必要な高齢者に、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進を図るとともに、ニーズに即した適正なサービスや機関につなぎ、適切な支援をすることにより、高齢者の生活を維持する。主な業務は、制度の周知、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止。事業費は、研修会や会議の旅費等に支出される。																													
全体計画(※期間限定複数年度のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">総投入量 (千円)</td> <td rowspan="5">事業費</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費計(A)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計(B)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トータルコスト(A)+(B)</td> <td>0</td> </tr> </table>						総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金		都道府県支出金		地方債		その他		一般財源		事業費計(A)	0	人件費	正規職員従事人数		延べ業務時間		人件費計(B)	0	トータルコスト(A)+(B)		0
総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金																											
		都道府県支出金																											
		地方債																											
		その他																											
		一般財源																											
	事業費計(A)	0																											
	人件費	正規職員従事人数																											
延べ業務時間																													
人件費計(B)		0																											
トータルコスト(A)+(B)		0																											

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

高齢者虐待、成年後見、困難事例等の権利擁護の支援が必要な高齢者に関する対応。
虐待対応マニュアル作成への取り組み。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同じく、権利擁護に関する相談、支援を行う。
虐待対応マニュアルの完成と充実に引き続き取り組む。
虐待対応に関する研修への職員の参加。

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

65歳以上の高齢者で権利擁護等の支援が必要な者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

問題解決が困難な高齢者が、尊厳のある生活を維持し、安心して地域で過ごしていける。

④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

住み慣れた地域で安心して生活していける。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 支援対応数	人
イ	
ウ	

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 支援の必要な者の数	人
キ	
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 支援対応率	%
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
			単位							
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円	11	5	6	24	24	24
			都道府県支出金	千 円	5	2	3	12	12	12
			地方債	千 円						
			その他	千 円	12	5	6	26	26	26
			一般財源	千 円						
			事業費計 (A)	千 円	28	12	15	62	62	62
	人件費	正規職員従事人数	人	6	6	6	6	6	6	
		延べ業務時間	時 間	870	700	1,200	950	1,000	1,050	
		人件費計 (B)	千 円	3,480	2,800	4,800	3,800	4,000	4,200	
		トータルコスト(A)+(B)	千 円	3,508	2,812	4,815	3,862	4,062	4,262	
⑤活動指標		ア	人	37	56	45	84	98	112	
		イ								
		ウ								
⑥対象指標		カ	人	37	56	45	84	98	112	
		キ								
		ク								
⑦成果指標		サ	%	100	100	100	100	100	100	
		シ								
		ス								

事務事業ID	1193	事務事業名	権利擁護事業
--------	------	-------	--------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

平成18年度の介護保険法の改正で、地域支援事業要綱が定められたことにより。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

平成18年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、取り組みが強化されている。
 なお、機構改革により、平成27年4月1日に地域包括ケア推進室が設置された。(平成23年度までは保健福祉課、平成26年度までは保健介護センターが担当課)

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決されない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者の支援をしてほしい。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 高齢者が安心して生活することができる。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 高齢者虐待防止法、介護保険法で実施が義務付けられているとともに高齢者が安心して暮らせるために必要な事業である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 現行どおりでよい。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 職員が高齢者虐待への気づきや、成年後見制度等の権利擁護の必要性を見極める視点を持ち、適切な対応ができるよう体制を整備する必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 介護保険法で実施が義務付けられているため廃止することはできない。廃止すれば適切な対応ができず、高齢者の権利が侵害され安心して生活することができなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最小限の予算である。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 法的に市に対応義務が課せられているため削減余地はない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 支援の必要な高齢者全員が対象である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果	
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)	
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等			
各種関係機関との連携を密にし、対象者の把握に努めるとともにネットワークの構築を図る。 高齢者人口の増加に伴い、権利擁護事業対象者も増加していくと思われるため、各種関係機関との連携、虐待対応マニュアル等の作成により、適切で迅速な対応が図れるよう体制を整備する。			

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			×
	低下		×	×

4 課長等意見

(1) 今後の方向性 ① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容 適切な事務執行がなされており、目的も妥当である。 高齢者等の権利擁護に欠くことのできない施策の一つであり、今後も充実した展開が望まれる。
---	--